

第四次地域福祉計画 住民自治協議会の取組状況

項目	番号	第四次地域福祉計画の記載事項	施策の展開 の項目番号	有	%
① 活 動 計 画	1	○ 地区地域福祉活動計画を策定し、計画に基づき住民主体の支え合い活動を推進するとともに、様々な機会や媒体を通じて、地区活動計画や活動の周知に取り組みます。地区活動計画の推進及び評価に当たっては、地域住民や福祉関係者、地区の役員をはじめ多様な主体の参画を得ながら検証や見直しを行い、課題やニーズに対応した取組につなげます。	1-1	32	100.0%
	2	○ 地区地域福祉活動計画の策定や進行管理を通じ、地域ニーズの把握と連携体制の構築・強化を図ります。	2-1	28	87.5%
	3	地域福祉ワーカーは、住民の福祉の増進に向けた活動を育みます。	1-1	28	87.5%
② つ な が り の 創 出	4	○ 地域の人たちが顔見知りになるためのあいさつ・声掛け運動を展開します。	3-1	24	75.0%
	5	○ 参加者同士の交流機会の確保を図る等、楽しく継続して活動できるための取組を推進します。	1-2	32	100.0%
	6	○ 隣組、班、常会等で、交流活動の充実に取り組みます。	3-1	24	75.0%
	7	○ マンション居住者同士や地域住民と顔見知りになり、交流することができるための取組を進めます。	3-1	16	50.0%
	8	○ 自治会や事業者等と連携しながら、多様な人たちが楽しく参加できるイベントの開催や交流活動を行います。	3-1	29	90.6%
	9	新たな交流・つながりの創出や幅を広げることができるよう、オンラインでの活動やSNS等を積極的に取り入れます。	3-1	13	40.6%
	10	生活に困窮している人が地域で孤立しないための居場所やつながりづくりに努めます。	4-2	17	53.1%
	11	○ 多様な媒体を活用して活動状況を積極的に発信し、住民の興味関心を持つてもらい、参加を促します。	1-2	25	78.1%
	12	○ 広報誌やSNS等、様々な機会、媒体を活用して、市や地区の相談支援機関・窓口について周知し、利用を促進します。	2-2	22	68.8%
	13	○ 社会福祉法人や事業者等と連携し、既存の住民福祉大会等を活用し、様々な年代や多様な住民が参加し、交流できる学びの場づくりに努めます。	1-3	29	90.6%
③ 支 え 合 い ・ 見 守 り	14	○ 地域団体は、住民自治協議会等が行う支え合い活動や地区活動計画に基づく取組に積極的に参画します。	1-1	30	93.8%
	15	○ 隣近所と、見守り、助け合う関係づくりに取り組みます。	4-1	29	90.6%
	16	○ 元気な高齢者や障害のある人等、多様な担い手が参加しやすい支え合い活動を行います。	1-2	28	87.5%
	17	○ 地域におけるゆるやかな見守り体制の整備や支え合い活動の充実に取り組みます。	3-2	29	90.6%
	18	○ 災害時避難行動要支援者の把握や個別の避難支援計画の作成に協力します。	4-1	28	87.5%
	19	各地区の特性や実情に応じた「地域防災マップ」作成や市や市社会福祉協議会とともに「災害時支え合いマップ」を作成します。	4-1	24	75.0%
	20	○ 防災意識の醸成や災害発生時の行動等について学ぶ機会を設けます。	4-1	29	90.6%

第四次地域福祉計画 住民自治協議会の取組状況

④ 福 祉 サ ー ビ ス を 必 要 と す る 住 民 ・ 地 域 生 活 課 題 の 把 握	21	○ 地域活動を通じて不安や困りごとを抱えている人を把握した場合、相談支援機関や福祉関係者につなげます。	3-2	31	96.9%
	22	福祉推進員*は、サロン活動等を通して行政連絡区内の福祉課題の把握や発見に努め、福祉ニーズを関係機関等へ伝達するとともに、民生委員児童委員と連携し日常的な見守り活動を行います。	2-1	26	81.3%
	23	○ 活動を通じて支援が必要と思われる人を把握した場合、身近な相談者や相談支援機関につなげます。	4-2	31	96.9%
	24	○ 活動等を通じて不安や困りごとを抱えている人を把握したら、相談支援機関につなげます。	2-2	31	96.9%
	25	○ 活動等を通じてサービスの利用が必要と思われる人を把握した場合、相談支援機関につなげます。	3-3	30	93.8%
	26	○ 暴力・虐待や人権問題、消費生活等に関する正しい知識を習得し、理解を深めるための機会を設けます。	4-4	21	65.6%
	27	行政連絡区単位で地域福祉懇談会を開催する等、地域の福祉課題・ニーズの把握に努めます。	3-2	25	78.1%
	28	暴力・虐待の早期発見に向け、日頃からの顔の見える関係づくりに努めるとともに、活動を通じて異変を感じた場合、対応への協力や関係機関に連絡・相談します。	4-4	23	71.9%
	29	○ 行政や学校等と連携し、地域における「福祉共育（教育）」の場を積極的に設けるとともに、地域住民の参加を促します。	1-3	25	78.1%
	30	地域福祉ワーカーは、地域における社会資源の把握に努めるとともに、地域福祉懇談会等において、多様な地域課題を話し合い、解決に向けた住民相互の理解が進むように取り組みます。	1-3	26	81.3%
⑤ 地 区 内 の 関 係 者 と の 連 携	31	○ 地域の福祉課題の共有や相互の活動や役割の理解に向けて、民生委員児童委員と福祉関係者との情報交換の機会を設けます。	1-2	27	84.4%
	32	○ 地域福祉ワーカーは、役員や各種団体だけでなく、市社会福祉協議会が発掘・育成する多様な担い手（地域の社会福祉法人やN P O、事業者等の社会資源）を含めた地域の担い手間の連携を図り、地域課題に協働して取り組む体制の構築を図ります。	2-1	21	65.6%
	33	○ 地区課題を情報共有し、意見交換を行いながら多様な担い手と連携したきめ細かい活動を行うために、関係機関を交えた地区懇談会を行います。	2-1	18	56.3%
	34	保護司会や更生保護女性会による保護観察や更生保護活動、生活環境調整、犯罪・非行防止活動等の活動に協力します。	4-5	25	78.1%
	35	地域たすけあい事業コーディネーターは、地域福祉ワーカーや関係機関と連携し、福祉に関する相談の充実を図ります。	2-2	28	87.5%
	36	○ （仮称）地域福祉ネットワーク会議に参加し、共通の福祉課題をもつ地区等と連携し、課題の共有や資源の活用、協働による取組を推進します。	2-1	20	62.5%
	37	（仮称）地域福祉ネットワーク会議等に参画し、地域ニーズの把握とサービス提供体制の確保・充実を促します。	3-3	23	71.9%
	38	○ ボランティア講座等を開催し、多様な担い手を養成します。	1-2	18	56.3%
⑥ ボ ラン ティ ア 等 の 育 成	39	○ 地域団体の役員や活動を牽引するリーダーやキーマンの育成・確保に創意工夫を行います。	1-2	13	40.6%
	40	○ 地域の社会福祉法人やN P O、事業者等と連携・協力して、担い手の確保や協働による地域福祉活動を推進します。	1-2	18	56.3%
	41	地域福祉ワーカーは、地域の社会福祉法人やN P O等の社会資源を把握し、市社会福祉協議会が行う多様な担い手の発掘・育成に協力します。	1-2	22	68.8%
	42	○ 市及び市社会福祉協議会等が取り組む重層的支援体制の整備に際し、連携・協力します。	2-2	25	78.1%
⑦ そ の 他	43	○ 行政や専門機関からフィードバックされた個別課題に対し理解を深め、地域でできることを考えます。	1-1	24	75.0%